

○ 京都府議会請願書処理規程

(昭和38年12月16日)

改正	}	昭和49年7月9日	昭和58年6月15日
		昭和50年5月1日	平成5年10月1日
		昭和50年7月1日	平成13年9月21日
		昭和52年12月9日	平成14年5月17日
		昭和56年6月29日	令和3年3月30日
		昭和57年5月7日	

第1章 総 則

(目的)

第1条 請願の処理については、法令又は会議規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 請願書の受理

(受理の要件等)

第2条 請願しようとする者は、次に定める要件を備えた請願書(様式第1号)を議長に提出するものとする。

- (1) 邦文(点字によるものを含む。)を用いること。
- (2) 表紙に「〇〇に関する請願書」と記載し、かつ、紹介議員の署名又は記名押印を受けること。
- (3) 請願者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称並びに代表者の職及び氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載すること。
- (4) 請願の趣旨及びその理由を簡明に記載すること。
- (5) 提出年月日

2 議長は、請願書が前項に定める要件を備えるときは、これを受理するものとする。

3 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その

請願書を受理しないことができる。

(1) 請願書が第1項に定める形式上の要件を欠くため、その要件を具備するよう求めたにもかかわらず、請願者がこれに応じないとき。

(2) 請願の趣旨が不明確であるため、改訂して提出するよう求めたにもかかわらず、請願者がこれに応じないとき。

(2以上の委員会の所管に属する請願)

第3条 請願書の内容が2以上の委員会の所管に属すると認められるときは、その内容を分けて各別に請願書を提出することを求めるものとする。

ただし、やむを得ないと認めるものについては、2以上の請願書が同時に提出されたものとみなし、これを受理することができる。

(請願処理簿)

第4条 請願書を受理したときは、受理の順に従い一連番号をつけ請願処理簿(様式第2号)に所定の事項を記載するものとする。

ただし、第3条ただし書による請願書については、枝番号を用いるものとする。

第3章 付託及び審査

(請願文書表)

第5条 議長は、請願を所管委員会に付託しようとするときは、請願文書表(様式第3号)を作成して議員に配布するものとする。

2 2人以上の連名の請願者については、請願者の氏名は、その筆頭者の氏名の次に「ほか○人」と記載する。

3 同一議員の紹介による2件以上の内容同一の請願については、いずれか一の請願書の件名の下に「ほか○件」と記載する。

4 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、各別に請願文書表に記載する。

(請願の付託)

第6条 議長は、請願文書表の配布とともに請願を所管の委員会に付託したのちその旨を会議に報告する。

(請願の付託替え)

第7条 議長は、委員会に付託した請願のうち、他の委員会において審査することが適当と認め、付託委員会の委員長の同意を得たとき、又は付託された委員会において他の委員会で審査することが適当と認め、その委員会の委員長との協議が整ったときは、付託替えをすることができる。

2 前項の規定により請願の付託替えをしたときは、議長は、その旨を会議に報告する。

(請願審査報告書)

第8条 委員会が請願の審査を終わったときは、委員長は、請願審査報告書(様式第4号)を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、その写しを議員に配布するものとする。

第4章 請願の取下げ

(請願の取下げ)

第9条 請願者が請願を取り下げようとするときは、請願取下げ願(様式第5号)を紹介議員を経て議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請願の取下げは、請願を委員会に付託するまえは議長が承認し、委員会に付託したのちは議会の同意を経てこれを行うものとする。

第5章 議決後の処理

(関係機関等に対する送付)

第10条 議会の採択した請願で知事その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるものについては請願送付書(様式第6号)に請願の写しを添えて送付するものとする。

ただし、その後の処理の経過および結果の報告を請求するもの

については、請願送付書にその旨付記するものとする。

(請願者への通知)

第11条 議長は、議会の議決した請願のうち、採択と決したものについては請願採択通知書（様式第7号）を、不採択のものについては、簡明に理由をつけ、請願不採択通知書（様式第8号）を請願者に送付するものとする。

(処理経過並びに結果報告書の処理)

第12条 知事その他の関係執行機関から請願の処理の経過並びに結果の報告書が提出されたときは、その写しを議員に配布するとともに請願処理簿に記載するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和38年12月16日から施行する。
- 2 従来 of 京都府議会請願書式要領は、これを廃止する。
(以下省略)

様式第1号（第2条）

（表紙）

〇〇に関する請願書

紹介議員 署名又は記名押印

（内容）

請願の趣旨

請願の理由

年 月 日

京都府議会議長 様

請願者 住所
氏名

請願者が法人その他の
団体の場合には、その
名称並びに代表者の職
及び氏名並びに主たる
事務所の所在地を記載

様式第2号（第4条）

受理番号		受理年月日		付託委員会	
請願者				紹介議員	
件名					
要旨					
処 理 経 過					
付託 年月日	年 月 日		付託替 年月日	年 月 日	
継 続 審 査					
採択（趣旨・一部）不採択・審議未了	委員会 年月日	年 月 日		議 決 年月日	年 月 日 月定例・臨時会
通知・送付	請願者	年 月 日		知 事 （ ）	年 月 日
処理結果報告	報 告 年月日	年 月 日		内 容	解決済、実施完了済、 解決実施中、検討中 その他（ ）
備 考					

様式第 3 号（第 5 条）

（表紙）

年 月 府議会定例会 請 願 文 書 表

（内容）

受理番号		受理年月日		付託委員会	
請 願 者				紹 介 議 員	
件 名					
要 旨					

様式第4号（第8条）

年 月 日

京都府議会議長 殿

常任委員長
特別



常任委員会請願審査報告書
特別

本委員会に付託された請願を審査の結果、下記のとおり議決したので、京都府議会会議規則第94条第1項及び第2項の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	委員会 の 意 見	審 査 結 果	措 置

様式第5号（第9条）

年 月 日

京都府議会議長 様

請願者 住所
氏名
紹介議員 氏名

〇〇に関する請願取下げ願

年 月 日提出しました〇〇に関する請願は、下記理由により取り下げたいのでよろしく取り計らわれるようお願いいたします。

記

理由

紹介議員の氏名欄については、議員から署名又は記名押印を受けてください。

様式第6号（第10条）

京議第 号
年 月 日

（ 執 行 機 関 ） 様

京 都 府 議 会 議 長 印

年 月府議会定例会採択請願の送付について

京都府議会は、下記の請願を採択したので、その実現に鋭意努力されるよう、それぞれ写しを添え地方自治法第125条の規定により送付します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	意 見	付 記

年 月 日

様

京 都 府 議 会 議 長

に関する
請願の審議結果について（通知）

年 月 日付けで受理しました上記の請願は、年 月
府議会定例会（臨時会）において採択（趣旨・一部）され、下
記の通り措置することとしましたので通知します。

記

適切な処置を求めるため
あて送付
関係先へ意見書を提出
（採択事項）

様式第 8 号（第11条）

年 月 日

様

京 都 府 議 会 議 長

に 関 す る
請 願 の 審 議 結 果 に つ い て （ 通 知 ）

年 月 日 付 け で 受 理 し ま し た 上 記 の 請 願 は、 年 月
府 議 会 定 例 会 （ 臨 時 会 ） に お い て 下 記 理 由 に よ り 不 採 択 と さ
れ ま し た の で 通 知 し ま す。

記

（ 理 由 ）